

中堅・中小企業の皆様へ



地方から世界への飛躍

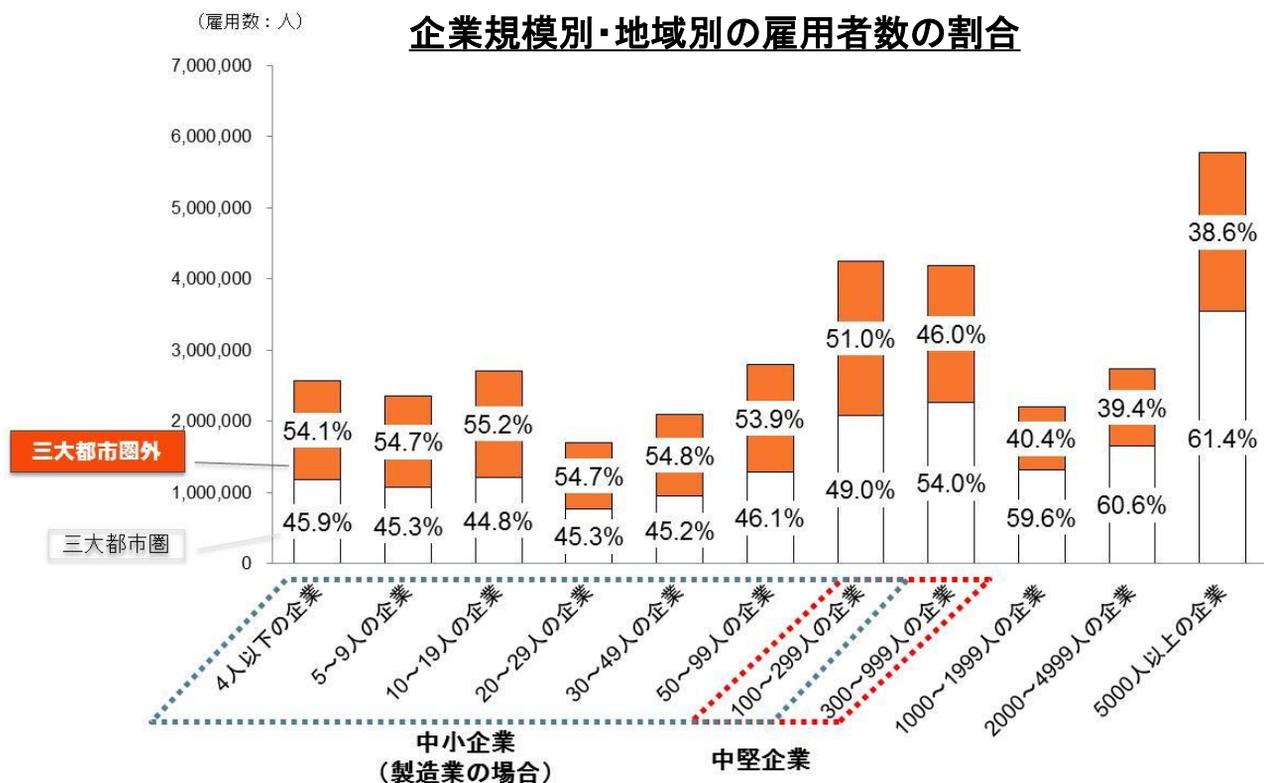
グローバルな事業展開を応援します。



はじめに

- 地域経済の担い手は、中堅・中小企業の皆様です。
- 新興国や途上国が急速な成長を遂げ、ヒト・カネ・モノ・情報の流れが、未曾有の広さと速さで、世界に及んでいます。
- グローバル化は、地方においても不可避のトレンドで、皆様が発展のために挑むべき方向性であります。
- 政府では、各省庁が連携して、製造業から農林水産業、サービス業まで、地方の中堅・中小企業の皆様が、より大きな市場に積極的に働き掛けることを応援していきます。

※ここでは、常用従業員数で100人以上、1,000人未満程度の企業を「中堅企業」として位置づけています。もちろん、従業員が100人未満であっても、国際舞台に打って出る中小企業の皆様を、政府は積極的にサポートしてまいります。

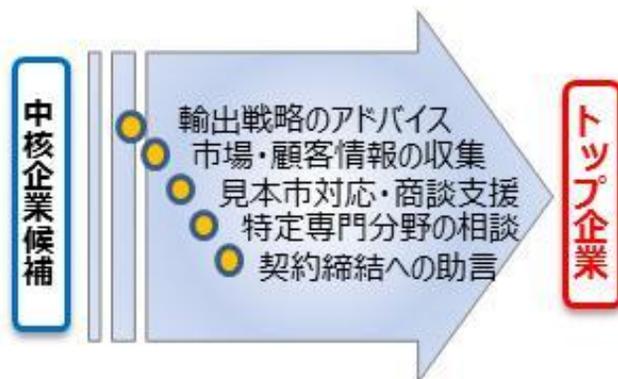


1. 活躍の舞台を世界に

海外展開を全面的に支援します。

- 「製品には自信があるが、輸出の経験がない。」
- 「海外見本市に出てみたけれど、後が続かない。」
- 「専門商社に頼らず、自社で直接、販路開拓したい。」
- 「新しい商品の販路開拓や、新しい地域への輸出をしたい。」

といった悩みを抱える中堅・中小企業の皆様に、海外販路開拓の専門家が、マンツーマンで継続的にサポートします。



(政府の取り組み)

- 自らが直接、海外販路を開拓して「グローバルニッチトップ(GNT)企業」を目指す中堅・中小企業の皆様のニーズに合わせ、ジェトロが海外ビジネス経験が豊富な民間出身の専門家を派遣し、海外輸出の戦略作りから成約に至るまでの一貫した支援を提供します。
- これまでは中小企業のみが支援対象でしたが、平成27年度からは、中堅企業にも対象を拡大します。

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構

下記ウェブサイトにて担当部署をご確認のうえご連絡ください。

<http://www.jetro.go.jp/services/export>

経済産業省 製造産業局参事官室 03-3501-1689

海外の見本市・展示会への出展に際し、ブース確保・通関・輸送・広報・集客面等でサポートが受けられます。

(政府の取り組み)

○海外の見本市や展示会において、ジェトロが「ジャパンパビリオン」を設置し、中堅・中小企業の参加のために出展ブースの確保、展示企画・運営、出品物の通関規制に関する情報提供、広報などを実施します。

※これら以外に、世界中の見本市情報を検索できるサービス(J-messe)もあります。

ジャパンパビリオンを利用すると・・・

自社単独ではブース確保が難しい
人気の見本市・展示会への出展手
続きをジェトロが代行します。

※展示会主催者との複雑な交渉や手続きが
一切ありません

ブースのデザイン・施工、出品物の
通関・輸送、現地での広報など各種
サービスをパッケージで提供するた
め、単独出展に比べ、コストと手続
きの負担を抑えることができます。



日本企業が固まって出展するた
め、広報効果・集客効果が期待
できます。

見本市・展示会の会場にジェトロ
職員が常駐し相談ができます。

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構

下記ウェブサイトにて担当部署をご確認のうえご連絡ください。

(出展支援) <http://www.jetro.go.jp/services/tradefair>

(J-messe) <http://www.jetro.go.jp/j-messe/>

「和食」に関連する文化・製品も一体となって輸出していきます。

○特に食品関連分野では、見本市などにおいて、「和食」の文化と食産業を一体的にアピールし、中堅・中小企業の皆様が食品や調理器具、食卓関連用具を海外に展開する際の訴求力を増していきます。

日本の食文化と食産業の一体的な海外展開



日本酒に併せて
酒器を展示

器による日本酒の味の
違いを説明する出展者



香港ワイン&スピリッツ2014(2014年11月、於:香港)

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構

農林水産・食品部 農林水産・食品企画課

03-3582-4966

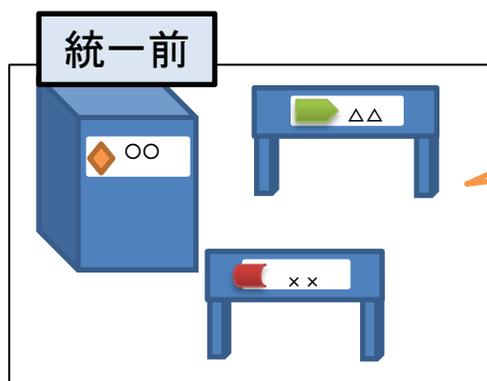
農林水産省 食料産業局輸出促進グループ

03-3502-5742

「ジャパン・マーク」で、日本企業ブランドを活かせます。

(政府の取り組み)

○海外の見本市・展示会で、政府系機関が使用をする「ジャパン・マーク」を統一します。これらの政府系見本市・展示会に中堅・中小企業の皆様が参加するときに、「日本企業」としてのブランド力をアピールしやすくなります。



様々なロゴマークが乱立し、
どこの国の展示かはっきりしない。

このため、マークを統一し、
「Japan」を全面的に押し出す。



【ジャパンマークの基本形】



政策目的に応じた適切な
文言(英語)を付記

【使用例】

(クールジャパン)



Japan. Cool Japan.

(日本産酒類)



Japan. "Kampai" to the world.
Sake & Shochu

お問い合わせ先

内閣官房 知的財産戦略推進事務局

03-3581-0324

国内各地の企業支援機関が連携して、海外展開をサポートします。

(政府の取り組み)

○地域金融機関や商工会議所など国内各地の企業支援機関が、外務省(在外公館含む)、JETROなど海外展開に知見のある機関と協力し、海外展開の「潜在力」・「意欲」を持つ顧客企業に対し、海外展開支援を一貫して円滑にすすめます。(「海外展開一貫支援ファストパス制度」)

※ご利用には、現在支援を受けているファストパス制度参加機関を通じてお申込みいただく必要があります。

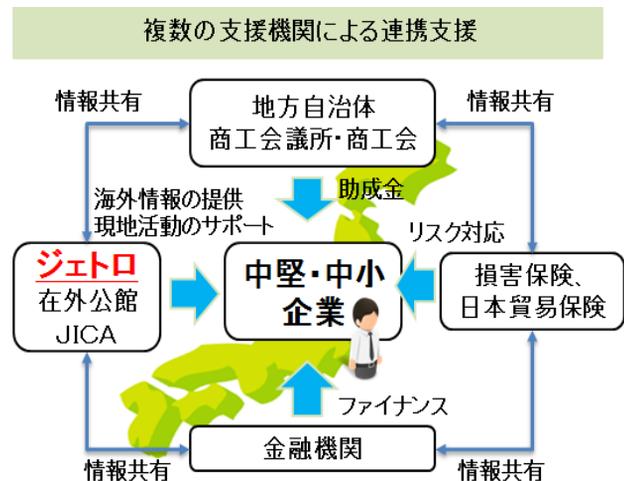
海外展開について、中堅・中小企業等の皆様から、ファストパス制度に参加する支援機関(地域金融機関等)にご相談。



ご相談を受けた支援機関が、必要に応じて、企業様の同意のもと、海外展開に知見のある他の支援機関に協力依頼。



複数の支援機関が連携して、海外展開をご支援。



お問い合わせ先

海外展開一貫支援ファストパス制度の参加機関

<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/fastpass>

トップセールスの場、お声掛けします。

(政府の取組)

- 内閣総理大臣や閣僚の外国訪問の際に、経済人や大学関係者を同行する際には、中堅・中小企業の皆様や自治体の関係者にもお声をかけ、日本の地方の海外発信を強化していきます。

お問い合わせ先

関係省庁から随時、お声かけします。

地方に投資する外国企業を発掘します。

(政府の主な取り組み)

- 外国から日本への投資を増やすため、ジェトロが、知識やノウハウ、ネットワークを有する対内直投のスペシャリストを公募して国内外に配置し、地方経済の活性化に貢献できる有望な外国企業を発掘、誘致します。

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構

対日投資部

03-3582-5571

<http://www.jetro.go.jp/invest>

2. 製品の開発・生産力アップ

公的研究機関との共同研究・委託研究を後押しします。

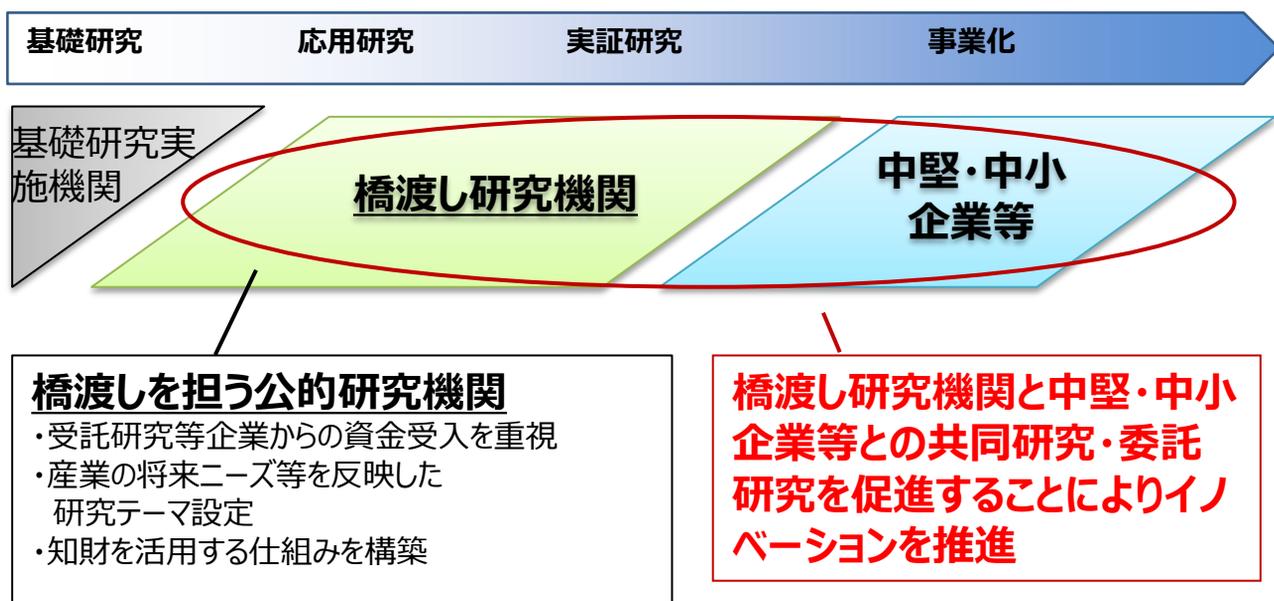
中堅・中小企業の皆様が公的研究機関と共同研究・委託研究を行う際に活用できる助成制度です。

(政府の取り組み)

- 優れた技術シーズを有する中堅・中小企業の皆様が、「橋渡し」機能を持つ公的研究機関と共同研究・委託研究を行う場合に、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じて、助成します。



優れた基盤技術などを持つ研究機関を活用して、自社の技術を実用化できる！



お問い合わせ先

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部 044-520-5175

中堅・中小企業の皆様に対して、専門の技術コーディネーターが、共同開発のためのアドバイスや仲介を行います。

(政府の取り組み)

○地域戦略分野ごとの専門の技術コーディネーターが、中堅・中小企業に対してアドバイスをし、各地の公設試験研究機関や関連企業との共同開発などがやり易くなるよう仲介役を務めます。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ
地域新産業戦略室 03-3501-8794

公的研究機関が、皆様の研究開発を後押しします。

(政府の取り組み)

○中堅・中小企業の皆様が、先端技術を活用した製品の開発やプロセスの革新などをお手伝いします。具体的には、各地の公設試験研究機関と、産業技術総合研究所のつくばセンター、全国8箇所の地域センターとの連携体制を整備し、中堅・中小企業の皆様の研究開発を支援します。

お問い合わせ先

独立行政法人 産業技術総合研究所
イノベーション推進本部 産学官連携推進部
産学・地域連携室 029-862-6201

知的財産に関するお悩みを、ワンストップで受け付けます。

「あなたの会社にも、製品のちょっとしたアイデアや製造ノウハウなどがないか点検してみませんか？」

「営業秘密の管理や出願による権利化は、思ったより難しくありません！今からでも間に合います！」

中堅・中小企業の皆様からの知財戦略や営業秘密に関するご相談に、専門家がお応えし、一緒に対策を考えます。

(政府の取り組み)

○アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する様々なお悩みについて、全国47都道府県の「知財総合支援窓口」で、支援担当者や弁理士・弁護士などの専門家にご相談に応じます。

○権利化や秘匿化などの知財戦略や、営業秘密の管理について、工業所有権情報・研修館で、専門家にご相談に応じます。また、営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバーアタックについても、ご相談内容に応じて、警察庁や(独)情報処理推進機構(IPA)と連携します。

あなたの会社の
アイデア・ノウハウを守りましょう!

～営業秘密や知財戦略に関する相談体制が強化されます～

INPIT(独立行政法人 工業所有権情報・研修館)に
営業秘密・知財戦略相談窓口を平成27年2月2日新設
～営業秘密110番～

全国47都道府県の「知財総合支援窓口」でも
相談を受け付けています

あなたの会社にも、製品のちょっとしたアイデアや製造ノウハウなど(例えば、企画、試作品、製造方法、反応プロセス、試験方法など)が毎いかに点検してみませんか?

営業秘密の管理や出願による権利化は、思ったより難しくありません!今からでも間に合います!
一度、専門家に相談してみませんか?

知的財産戦略アドバイザー、
弁理士、弁護士が連携

IPA 独立行政法人 知的財産戦略推進機構
警察庁やIPA(独立行政法人 知的財産戦略推進機構)などの専門機関とも連携し、サイバー攻撃や流出事案の発生を早期に発見し、対応する体制(IPA)や営業秘密の漏えい・流出に関する情報(警察庁)にも対応。

独立行政法人 工業所有権情報・研修館

特許庁

お問い合わせ先

知財総合支援窓口 0570-082100(全国共通ナビダイヤル)
<http://chizai-portal.jp/>

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
営業秘密・知財戦略相談窓口 03-3581-1101(内線3844)
<http://www.inpit.go.jp/consul/tradesecret/26fytoiawase.html>

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 03-3581-0324

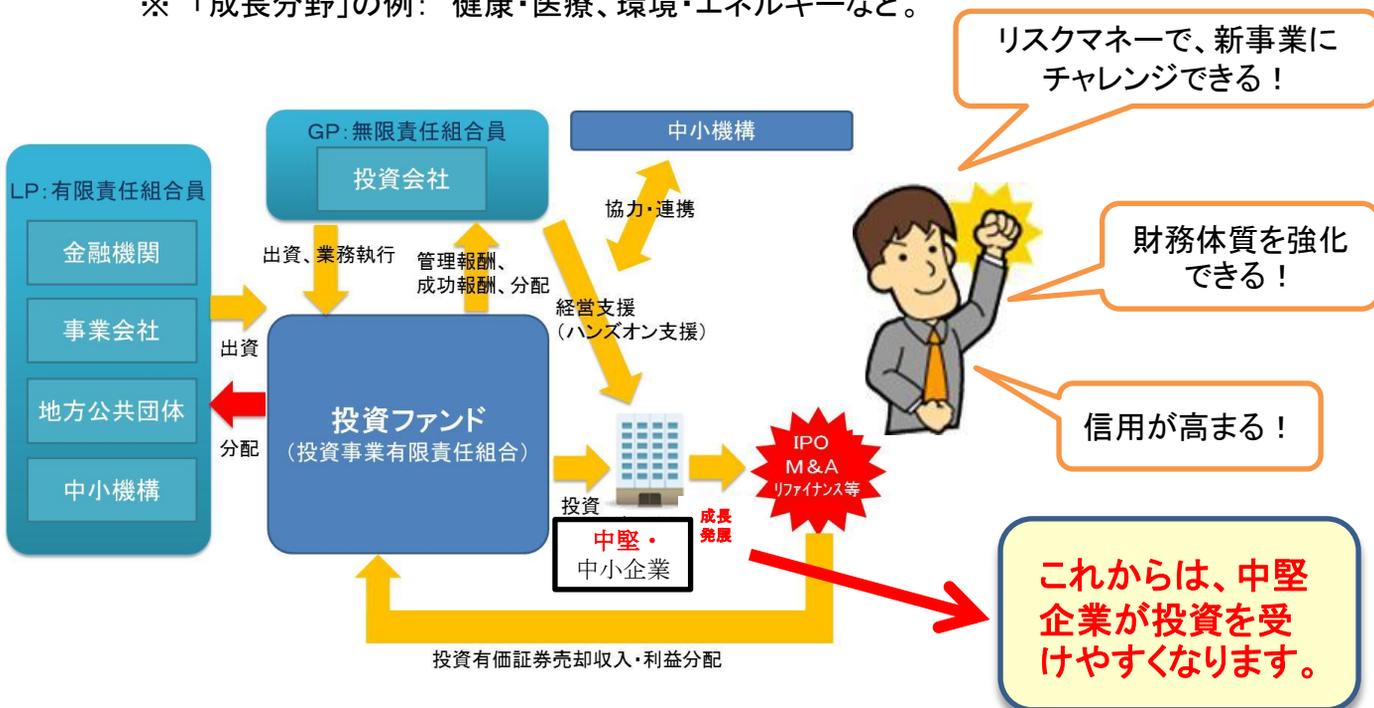
成長分野での事業拡大を資金面でサポートします。

中堅企業の皆様が、中小企業基盤整備機構のファンドによる出資を受けやすくなります。

(政府の取り組み)

○「中小企業」の範囲を超える中堅企業であっても、中小基盤整備機構のファンドによる出資を受けられます。今後は、中堅企業の皆様がこうした出資を今まで以上に受けやすくし、成長分野の事業を進めるために財務基盤を強化していくことを応援します。

※ 「成長分野」の例： 健康・医療、環境・エネルギーなど。



～ 中小企業基盤整備機構は、中小企業の事業活動を応援する専門機関です。
東京本部を含め、全国で11ヶ所の本部・事務所があります。～

お問い合わせ先

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
ファンド事業部 03-5470-1672
<http://www.smrj.go.jp/fund>

3. 人材の確保・育成

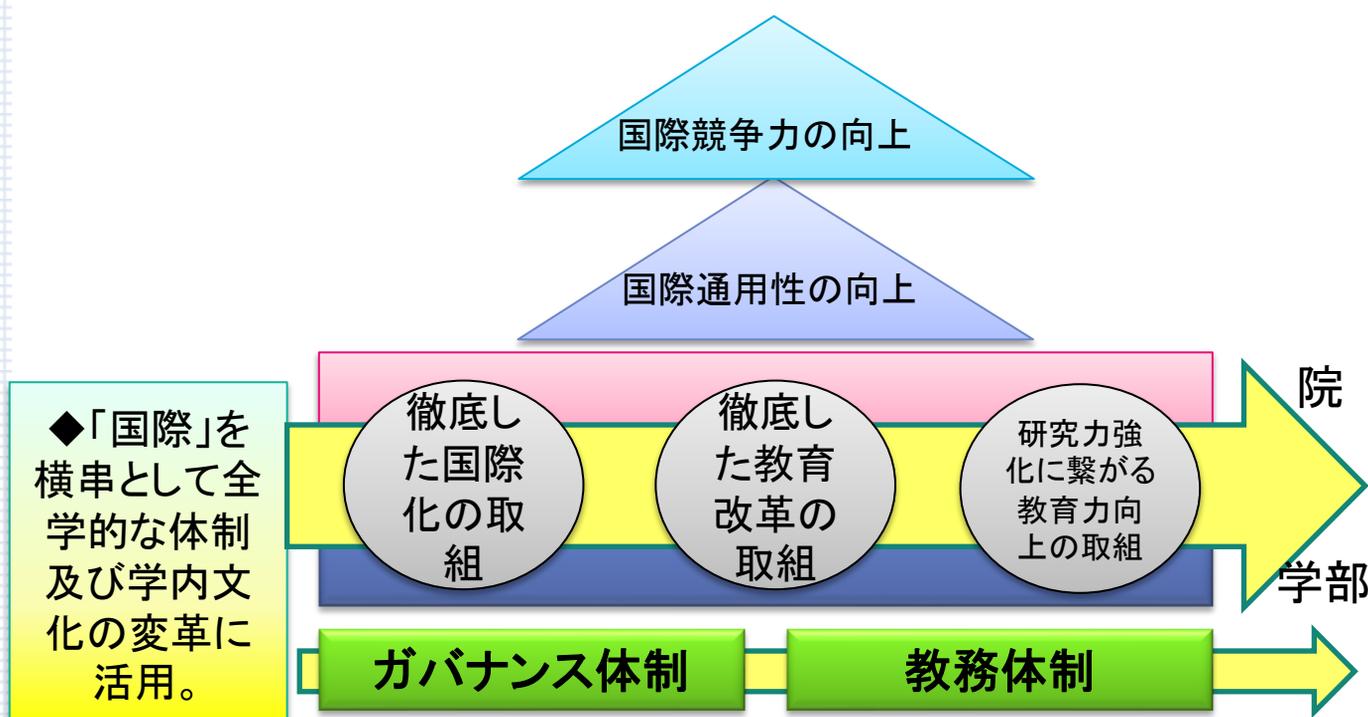
教育機関で、有望なグローバル人材を育てます。

英語教育に熱心な大学・大学院を重点的に支援します。

(政府の取り組み)

○実践的な英語教育に取り組む大学や大学院に対し、「スーパーグローバル大学創成支援」事業によりインセンティブを与え(すでに37の大学で行われています)、国際化を徹底して進める大学や大学院を重点的に支援します。

○その際、英語による講義の必修科目化を促します。また、採択校における取り組みを把握し、採択校以外にも広く周知していきます。



お問い合わせ先

文部科学省 高等教育局高等教育企画課

03-6734-2060

世界で活躍できる若者を育てます。

(政府の取り組み)

- JETプログラムによる外国語指導助手(ALT)の活用を促進し、小学校・中学校・高校レベルでの実践的な英語教育を強化していきます。



お問い合わせ先

文部科学省 初等中等教育局国際教育課
外国語教育推進室 03-6734-3480

- 企業、大学、国際機関等と高校が連携し、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育てる「スーパーグローバルハイスクール」事業を進めます。

お問い合わせ先

文部科学省 初等中等教育局国際教育課
03-6734-3300

- 工業高校・商業高校など専門高校の中から「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」を指定し、先進的かつ実践的な教育課程を開発します。

お問い合わせ先

文部科学省 初等中等教育局児童生徒課
産業教育振興室 03-6734-2904

- 大学・大学院と産業界等が専門的な人材育成を行う職業教育プログラムの開発など、地域が一体となった人材育成の取り組みを支援します。また、こうしたプログラムへの中堅・中小企業の社員による参加に向け、雇用関係助成金や教育訓練給付制度などの活用を促していきます。

お問い合わせ先

文部科学省	高等教育局専門教育課	03-6734-2485
厚生労働省	職業安定局総務課	03-3502-6768
経済産業省	製造産業局参事官室	03-3501-1689

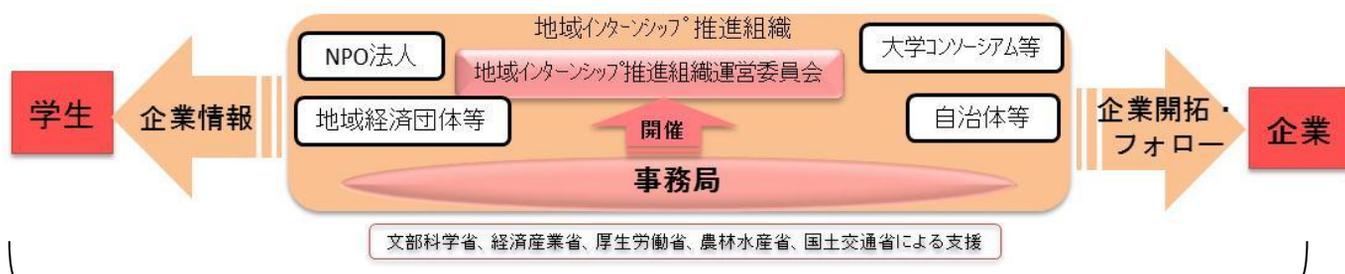
中堅・中小企業へのインターンシップを充実させます。

学生インターンを、地方の中堅・中小企業にマッチングします。

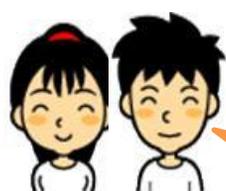
(政府の取り組み)

○インターンシップ経験を通じて、地方の中堅・中小企業で働くことの魅力を学生が見出すのを後押しするため、大学や経済団体などで構成される「地域インターンシップ推進組織」が中心となって、受入れ先の拡大に取り組みます。

※「地域インターンシップ推進組織」の取組



中堅・中小企業へのインターンシップを拡大



学生

中堅・中小企業を知る機会に！

幅広い分野の就業体験ができる！

自社の若手人材へのよい刺激に！

学生に自社への関心を持って貰う機会に！



中堅・中小企業の経営者

お問い合わせ先

文部科学省	高等教育局専門教育課	03-6734-4750
経済産業省	産業人材政策室	03-3501-2259
厚生労働省	若年者雇用対策室	03-3597-0331
農林水産省	食料産業局企画課	03-3502-5742
国土交通省	総合政策局政策課	03-5253-8257

大学側も、本格的にインターンシップに取り組みます。

(政府の取り組み)

- 入学直後にインターンシップを含む学外活動を単位化するなどの長期学外学修プログラムの実施を推進します。
- また、長期インターンシップを含む職業教育システムを、大学などで作ります。

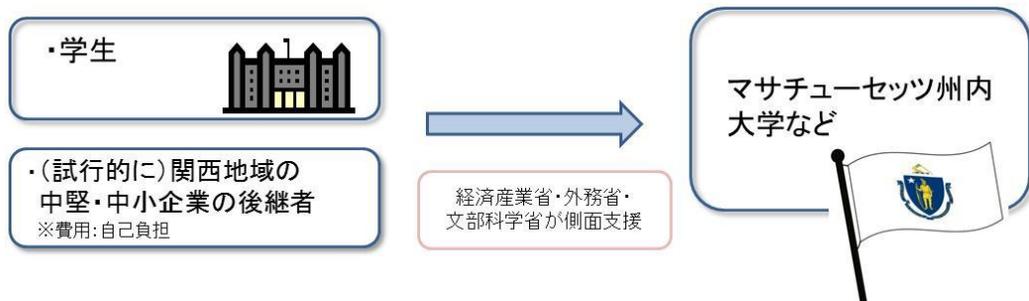
お問い合わせ先

文部科学省 高等教育局専門教育課 03-6734-4750
高等教育局大学振興課 03-6734-3335

IT・バイオの先端地であるマサチューセッツ州に、中堅・中小企業の後継者や学生を、派遣します。

(政府の取り組み)

- ハイテク分野での海外インターンシップの試行的な取り組みとして、ITやバイオテクノロジーの分野で実績のある米国マサチューセッツ州の大学院や公設ラボに学生や関西地域の中堅・中小企業の後継者などを派遣するプログラムを実施します。



お問い合わせ先

文部科学省 高等教育局高等教育企画課 03-6734-2060
経済産業省 通商政策局米州課 03-3501-1094

中小企業だけでなく中堅企業も、助成金を活用できるようになります。

中堅企業の皆様も、これまで中小企業に対象が限られていた一部の雇用関係助成金が、受給できるようになります。

(政府の取り組み)

○企業の雇用管理改善を支援する助成金(職場定着支援助成金(仮称))や、若年労働者等の人材育成を支援する助成金(キャリア形成促進助成金)について、支給対象を中小企業以外にも拡大し、中堅企業もご活用頂けるよう、改正します。

※27年度予算案に計上中。26年度中に労働政策審議会への諮問・答申を経て省令改正を実施する予定。

<これまでの支給対象の範囲＝以下の中小企業のみ…>

	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下



活用例①



事業を拡げて従業員を増やしたけどすぐに辞めてしまう。体系的に雇用管理制度を整備して職場環境の改善に取り組んでみようかな...

【企業A】情報通信業

資本金：8千万円
常時雇用労働者数：200名

職場定着支援助成金(仮称)の活用

- 評価・処遇制度や研修体系制度等、導入した制度の種類等に応じて、**最大40万円**を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、**60万円**を追加支給。

活用例②



会社の将来を担う若者に専門的な知識・技能を習得させたいが、全員を育成するための訓練費用を出すのが難しい...

【企業B】製造業

資本金：5億円
常時雇用労働者数：500名

キャリア形成促進助成金の活用 (若年人材育成コース)

- 若年労働者に対するOff-JTを実施した場合、一人当たりの訓練経費について**実費相当額の3分の1(最大30万円) + 1時間当たり400円(最大1,200時間分)**を助成。

お問い合わせ先

支給手續のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

・申請先一覧：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

・雇用関係助成金一覧：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

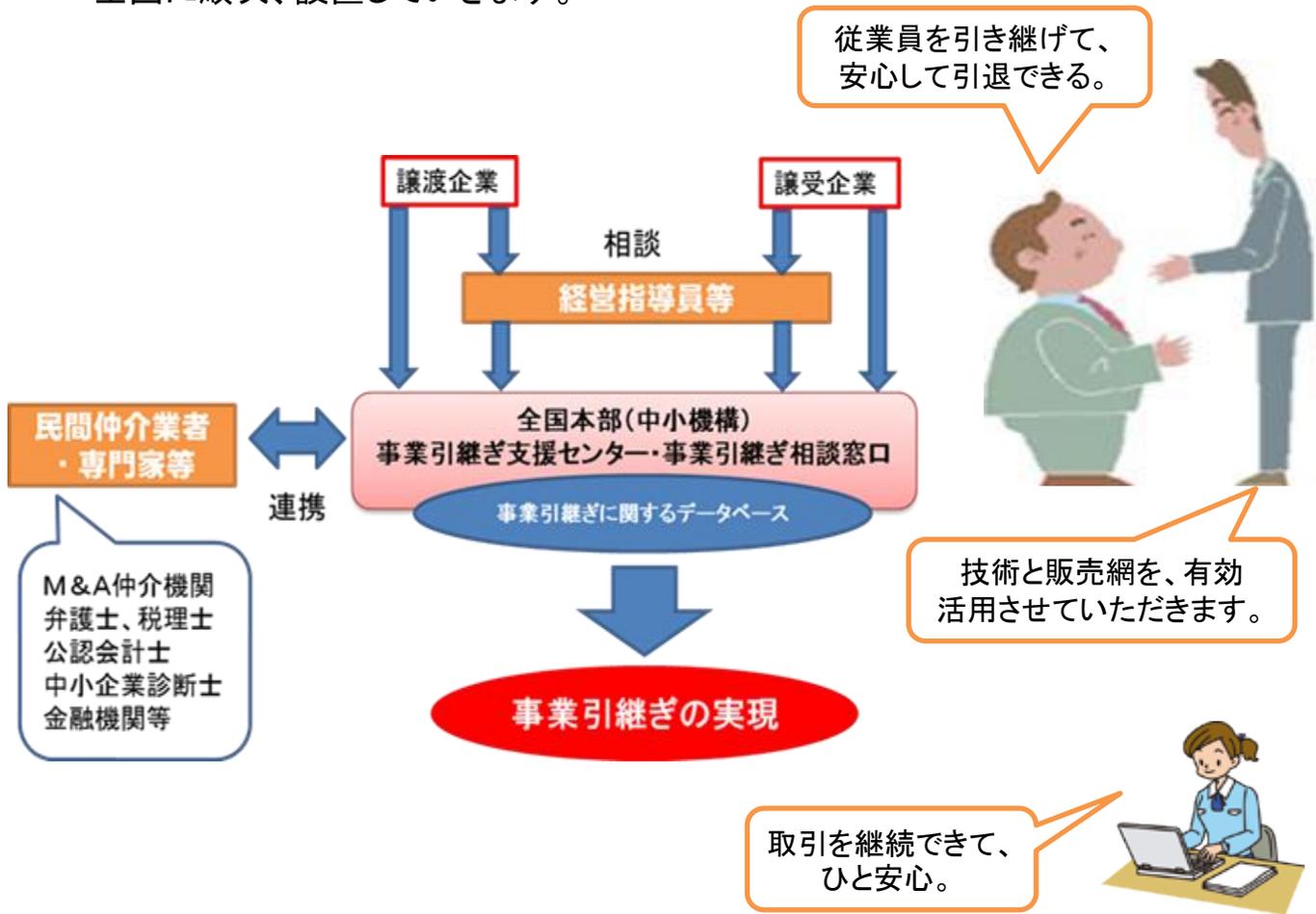
厚生労働省 職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 03-3502-1718

中小企業の事業承継をサポートします。

事業承継にお悩みの中小企業の皆様からのご相談を、「**事業引継ぎ支援センター**」の専門家がお受けし、一緒に対策を考えます。

(政府の取り組み)

○中小企業の経営者による事業承継を支援する「事業引継ぎ支援センター」を全国に順次、設置していきます。



お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部財務課 03-3501-6868
金融庁 監督局総務課監督調査室 03-3506-7084
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
事業引継ぎ支援全国本部 03-5470-1595
<http://www.smrj.go.jp/keiei/jigyoshokei/070499.html>

【関連する主な取り組み】

○「事業引継ぎ支援センター」の全国展開の動きに合わせて、同センターと地域金融機関との連携を強化します。(中小企業庁、金融庁)

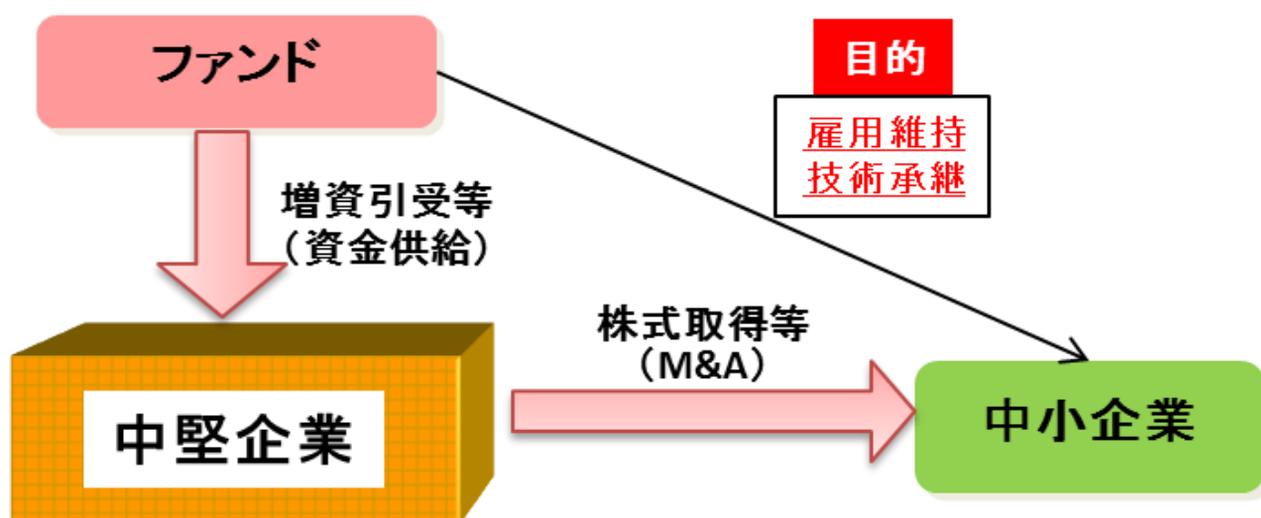
- － 金融機関が実施する全国会合などの場を活用し、「事業引継ぎ支援センター」の事業のPR、登録民間支援機関への登録依頼、地域金融機関の連絡会への参加要請、情報提供の呼びかけなどを行います。
- － すでに金融機関との連携を実施している「事業引継ぎ支援センター」における情報の適切な取扱いの確保などの取り組みを金融機関に対して幅広く周知することなどを通じ、金融機関が参加しやすい環境を整備します。
- － 「事業引継ぎ支援センター」が実施したM&Aの好事例を金融機関に広めます。
- － 事業承継など取引先が抱える様々な経営課題について、金融機関がコンサルティング機能を発揮し、必要な助言を行うよう促します。

中堅企業の皆様が、安心して他社の事業を引き継げるよう、資金面からもサポートします。

～ 他の中小企業の経営者が引退する会社の事業を引き継ぐ場合に、財務基盤を維持できるよう、中小企業基盤整備機構のファンドからの出資が、受けやすくなります。 ～

(政府の取り組み)

○中小企業基盤整備機構がファンドを通じた出資を行うにあたって、引継ぎ企業が中堅企業である場合には、出資の一定比率を中小企業向けと見なす特例を整備し、出資対象を拡大します。



お問い合わせ先

中小企業庁 金融課 03-3501-2876
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
ファンド事業部 03-5470-1672

<http://www.smrj.go.jp/fund>

外国人材の受入れを行いやすくします。

製造業の従業員受入れのための新制度を創設します。

(政府の取り組み)

- 海外子会社などの従業員を新製品開発など特定の専門技術を修得させるため、国内で短期間、生産活動に従事させる外国人受入れ制度を導入します。

お問い合わせ先

法務省 入国管理局総務課 03-3580-4111
(内線: 4330)

経済産業省 経済産業政策局産業人材政策室
03-3501-2259

【関連する主な取り組み】

- 中堅企業の海外展開支援に大きな役割が期待される金融業・IT産業については、いわゆる「高度人材ポイント制」の見直し(平成25年12月)により外国人受け入れの余地が拡大し、高度人材ポイント制の認定者数が増加基調にあることから、今後もこうしたトレンドを続けられるよう適切に運用していきます。

(法務省、金融庁)

- また、国内外で需要が高まることが見込まれる分野について、技能実習制度において、制度趣旨を踏まえつつ対象職種を追加するなど、外国人材の活用を進めていきます。

(法務省、厚生労働省、各省庁)



4. 農林水産・食品分野の取り組み(農林水産省)

農林水産物・食品の輸出を促進します。

準備段階から輸出実行まで全力でサポートします。

(政府の取り組み)

○輸出に取り組む事業者への支援として、コメ、牛肉、茶をはじめとする品目別輸出団体を設立し、ジャパン・ブランドの売り込みに向けた取り組みを支援します。

○JETROの輸出相談窓口機能を強化します。また、海外見本市への出展、国内外商談会の開催のほか、海外の百貨店・スーパーなどに日本産農林水産物・食品のインスタショップを設置し、試験販売を通じて、マーケティングやプロモーションを行います。



コメ(上)、牛肉(下)の輸出促進セミナー
(平成27年1月、於:ベルリン)

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局輸出促進グループ

03-6744-7155

独立行政法人 日本貿易振興機構

農林水産・食品部 農林水産・食品企画課

03-3582-4966

http://www.jetro.go.jp/support_services/agri-service

【関連する主な取り組み(輸出促進)】

○EU、北米、アジアに対し、日本の有機JASと相手国の有機制度の同等性認定により、有機農産物の輸出を促進します。

○家具を含む木材製品の輸出を促進するため、海外でのモデル建築における日本産木材の利用・展示などを行う取り組みを支援します。

○水産加工施設のEU向けHACCP認定を加速化し、水産物の輸出を支援します。

【関連する主な取り組み(環境整備)】

- ペットフード、飼料などの自由販売証明書の発行を通じて、高品質なペットフード等(特に錦鯉用や養殖魚用飼料)のアジア等への輸出環境を整備します。
- 動植物検疫にかかる輸出検疫の利便性向上のため、農産物については、産地などにおける出張検査を実施し、畜産物については、港湾区域以外での輸出検査を実施していきます。
- 国際的に通用する食品安全マネジメント認証スキームの構築により、HACCP(※)の導入を支援し、そのために官民の準備委員会を立ち上げます。

※HACCP: Hazard Analysis and Critical Control Point

原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析(HA)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(CCP)を継続的に記録、管理する工程管理システム。

食品安全マネジメント規格の構造

要件

- ・国際的に認められ、通用するものであること
- ・中小事業者にとって取組みやすく、目標となるよう、段階的に取り組めるステップ型
- ・国内の規制等と整合性があり、日本の強みを評価できるものであること

●段階的な規格



【輸出促進の例】水産物の輸出促進



「食文化・食産業」の海外展開を促進します。

海外展開に向けた事業化の検証や現地法人の立ち上げを支援します。

- 日本食の海外展開の際に高い障壁となっている現地消費者の反応や食材調達の可否の検証を行うための実証事業(フードコート等への期間限定出店)を支援します。

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局食品小売サービス課外食産業室
03-6744-0481

- 海外展開の潜在力・意欲が高い食品関連企業の海外展開について、事業検討段階から現地法人の立ち上げまで一貫した支援を行っていきます。

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局輸出促進グループ
03-6744-1502

- 途上国、新興国におけるフードバリューチェーンの構築のため、官民連携して官民協議会や二国間政策対話を活用するとともに、相手国における事業化調査等の支援を強化します(平成27年度には、ベトナム、ミャンマー等とのハイレベル会合を予定)。



日ミャンマー農林水産業・食品協力対話 第1回ハイレベル会合
(平成26年9月、於:ネーピードー)

お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房国際協力課 03-3502-5913

農林水産物・食品の新たな可能性を開拓します。

農林漁業者と連携して行う6次産業化の取り組みを支援します。

○6次産業化の取り組みを支援するため、地域貢献の意識の高い中堅企業をターゲットとした農林漁業者とのマッチングや、農林漁業者と中堅企業を含む多様な事業者とのネットワーク構築を推進します。

○農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による出資等も活用し、中堅企業がパートナー企業として農林漁業者と連携し事業体を創成して行う6次産業化を支援します。



お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局産業連携課 03-6738-6473

http://www.6sapo-center.net/local_support_center.html

(6次産業化サポートセンター)

地域の食材を使った介護食品の開発等を支援します。

○「新しい介護食品(スマイルケア食)」の開発支援と市場開拓のため、食品事業者による郷土料理も取り込んだ地域の農水産物を使った介護食品の開発を推進するとともに、日本産の農水産物を使った介護食品を米国、EU、中東、アジアに輸出する取り組みを支援します。



お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局食品製造卸売課

03-6744-2249

国内外で活躍できる人材を確保・育成します。

国内人材のスキルアップを図るとともに、事業者の皆様に資する海外人材を確保します。

○HACCP導入促進のための人材育成として、食品企業を対象に、HACCPに関する研修、専門家派遣、フォローアップなどを行います。



○海外進出への関心を持つ中堅企業に対し、海外の諸制度やビジネス環境に関する知識・ノウハウを修得できる研修を実施します。

○日本の食文化・食産業の海外展開を促進するため、ASEANの主要大学に設置する寄附講座を活用します。まずは、タイ、インドネシア、マレーシアで開講し、以降、他のASEAN諸国に拡大していきます。

○一定要件を満たした調理師養成施設の外国人留学生が、国内で日本料理の調理業務に従事することが可能となるよう、出入国管理行政上の特例を活用し、本特例措置の更なる周知と、海外で日本料理を調理する人材の増加を後押しします。

○惣菜製造について、技能実習制度の対象職種としての追加に向けて取り組みます。

お問い合わせ先

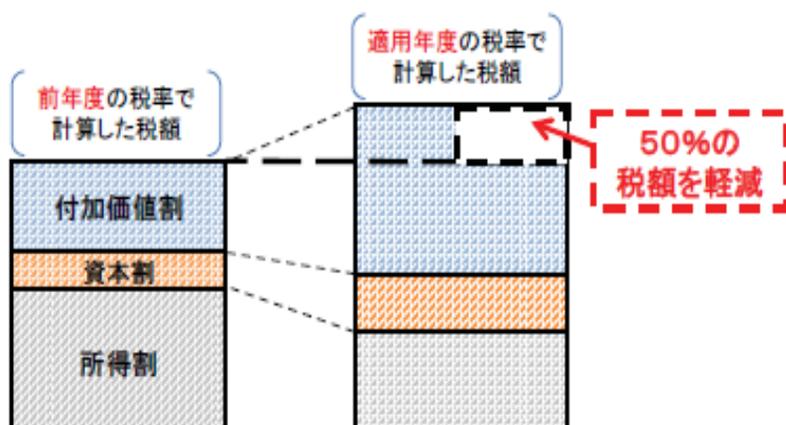
農林水産省 食料産業局企画課 03-3502-5742

5. 横断的な取り組み

外形標準課税制度の拡充は、「小法人」(資本金1億円未満)は対象外となり、中堅企業(※)には、軽減措置が講じられます。

(政府の取り組み)

- 平成27年度税制改正で法人事業税の外形標準課税が拡充されますが、資本金1億円以下の企業は引き続き対象外です。また、資本金1億円を超える中堅企業(※付加価値額40億円以下)には、2年間の軽減措置が講じられます。



※ 具体的には、従来の税率で計算した場合より負担が重くなる場合、付加価値額30億円以下の法人は、負担が増加する額の50%を控除します。付加価値額30億円超40億円未満の法人については、控除率が50%~0%でなだらかに変化します。

※ 「付加価値額」とは、企業の収益配分額(報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料)に単年度損益を加えたものです。

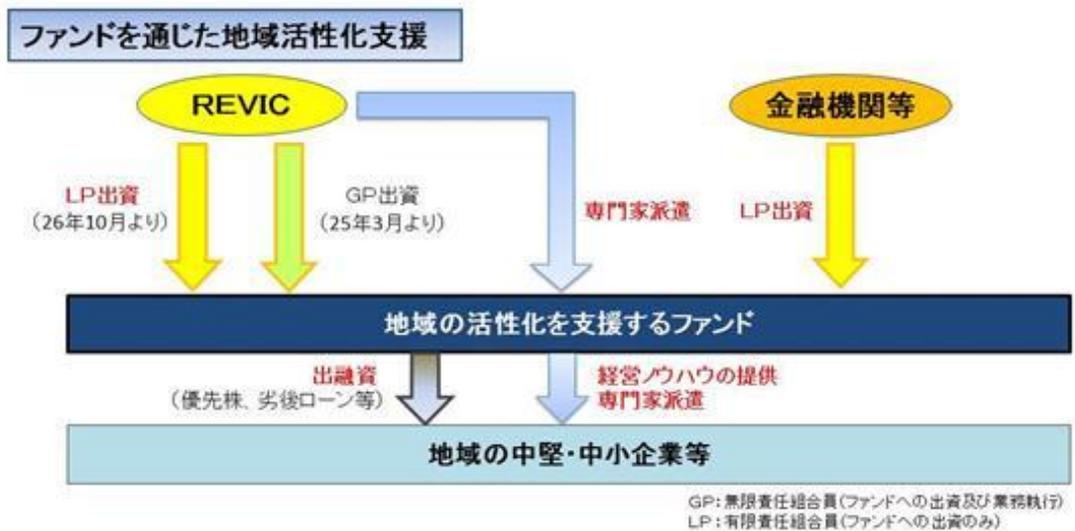
お問い合わせ先

各都道府県の税務担当にお問い合わせください。

地域経済活性化のためのファンドが出資します。

(政府の取り組み)

○中堅・中小企業の皆様の事業活動をサポートするため、地域経済活性化支援機構(REVIC)が、地域の核となる企業の業績改善や成長の支援、地域観光・まちづくりを軸とした地域活性化に取り組む事業の支援など、地域経済の活性化を推進するファンドを設立し、資金供給を行っていきます。



【支援の例】

業績改善・成長への支援

潜在的競争力(有用な経営資源)がある一方、業績改善や、新工場設立・M&Aなどによる成長を図るための資金を必要としている中堅企業等に対し、資金に加え、人材・ノウハウも提供。

地域観光・まちづくり活性化の支援

観光資源の整備
(例:観光施設の
改修・改装)

地域からの情報発信
(例:web や予約シス
テムへの投資)

移動環境の整備
(例:交通インフラ
への投資)

滞在環境の整備
(例:ビジネスモデル
転換のための設備投資)

お問い合わせ先

内閣府 地域経済活性化支援機構担当室 03-3506-6655
地域経済活性化支援機構 03-6266-0310

雇用の増大、地元コミュニティの振興などに著しい寄与をした中堅・中小企業の皆様に対して、国による顕彰において、特に配慮していきます。

お問い合わせ先

内閣府 賞勲局総務課 03-5253-2111(内線:83242)
大臣表彰については、各省庁にお問い合わせください。

公務員や独立行政法人(公益性をもつ公法人を含む)で有益な勤務経験を有する者を、地方の中堅・中小企業の皆様にご紹介する枠組みの立ち上げを検討します。

お問い合わせ先

内閣官房 副長官補室 03-3581-3688

【関連する主な取り組み】

- 中堅・中小企業の皆様に向けた様々な施策を具体的に実施していくため、全国大のネットワークを持つ経済団体を含めて、各都道府県毎に産官学金労が連携する場を構築するよう促していきます。
(まち・ひと・しごと創生本部、経済産業省ほか)